

医療科学研究所
科学研究費補助金等公的研究費の不正防止に関する基本方針

公益財団法人医療科学研究所（以下「医研」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）に基づき、医研における科学研究費補助金をはじめとするすべての公的研究費（以下「科研費等」という）の取扱いについて、適正に運営および管理するために必要な事項を定め、以下の取組みを行っています。

（1）機関内の責任体系の明確化

科研費等を適正に運営及び管理するために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者をそれぞれ以下のように定め、適切にリーダーシップを発揮することとしています。

1. 医研における科研費等全体を統括し、管理・運営について最終責任を負うものとして医研に最高管理責任者を置く。
最高管理責任者は、理事長とする。
最高管理責任者は、次条に規定する統括管理責任者が責任をもって科研費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
2. 最高管理責任者を補佐し、科研費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。
統括管理責任者は、専務理事とする。
3. 科研費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置く。
コンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。
コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者と共同し、医研において、次に掲げる業務を行う。
 - 一 不正防止の対策を実施し、その実施状況を確認し、総括管理責任者に報告すること。
 - 二 科研費等の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務局員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
 - 三 研究者および事務局員が適切に科研費等の管理、執行を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(2) 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

医研で取扱う科研費等について、使用に関する行動規範（「科学研究費補助金等公的研究費の使用に関する行動規範」）を定めています。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

医研では、科研費等の適正な運営及び管理を行うため、医研における科研費等不正使用防止計画（「科学研究費補助金等公的研究費の不正使用防止計画」）を定めています。

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

物品等の購入に係る不正を防止するため、当事者以外の事務職員等が納品チェック等検収事務を行っています。

また、不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を科す旨を定めています。

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

科研費等の不正使用等に関する通報に対応するため、通報窓口を設置し、また、科研費等の使用に関するルール等について、相談を受け付ける窓口を設置するなど、情報が適切に伝達される体制の構築に努めています。

また、不正使用などの調査手続きに関する規程も定めております。

【通報窓口】

医研における科研費等の不正使用等に対応できるようにするため、通報窓口を置いています。

通報窓口は、通報を受け付けた後、すみやかに最高管理責任者へ報告します。

通報窓口

公益財団法人医療科学研究所 事務局長

住所：東京都港区赤坂 3-2-12 赤坂ノアビル 5F

TEL：03-5563-1791 FAX：03-5563-1795

E-mail：secretary_general@iken.org

【相談窓口】

科研費等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため、相談窓口を設置しています。

相談窓口

公益財団法人医療科学研究所 研究コーディネーター

住所：東京都港区赤坂 3-2-12 赤坂ノアビル 5F

TEL：03-5563-1791 FAX：03-5563-1795

E-mail：jimukyoku@iken.org

(6) モニタリングの在り方

科研費等の適正な運営・管理を徹底するため、実効性のあるモニタリング（監視）を行っています。